

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

○ 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (中央創造)	一	○ 肥料の登録に関する告示 (農総研水田農業研究所)	七
○ " " (西部創造)	二	○ 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示	七
○ " " (東部創造)	二	○ 肥料の登録の失効に関する告示	一〇
○ 平成十九年九月償還分抽せん銘柄等の告示 (財政課)	三	○ 上尾市大谷北部第二土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (市街地整備課)	一〇
○ 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)	三	○ 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)	一一
○ 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)	三	○ " " (建築指導課)	一一
○ 映像情報発信システムのスイッチ・サーバー機器等の賃貸借契約の落札者等に関する告示 (彩の国ビジュアルプラザ)	三	○ " " (建築指導課)	一一
○ 大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課)	四	○ " " (建築指導課)	一一
○ " " (商業支援課)	四		
○ " " (商業支援課)	五		
○ " " (商業支援課)	五		
○ " " (商業支援課)	六		

## 告示

○ 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 一一

○ " " ( " " ) 一一

○ パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料収納事務委託に係る告示 (駐車対策課) 一一

○ 県道飯能寄居線の区域の変更 (飯能県土) 一一

○ 開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) 一二

○ " " (東松山県土) 一二

○ " " ( " " ) 一二

○ " " ( " " ) 一三

○ " " ( " " ) 一三

○ 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 一三

埼玉県告示第千八十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、総務部NP〇活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用して利用する方法(埼玉県NP〇情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月六日  
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千八十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

一 申請のあった年月日  
平成十九年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人危険管理士会

三 代表者の氏名  
師岡 孝次

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市中青木三丁目九番一  
二二二号

五 定款に記載された目的  
この法人は、リスクマネジメント手法に基づく環境配慮活動の普及・啓発を通じて安全で安心できる循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人キャリアプラザ

埼玉

三 代表者の氏名

坂上 秀雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区曲本四丁目一

七番二六号

五 定款に記載された目的

この法人は、キャリアを開発しようとする人に対するキャリア形成上の支援活動やキャリア・カウンセリングの研究、キャリア・コンサルティングの普及に関する事業並びに保健、医療又

は福祉の増進を図る事業を行い、社会貢献に寄与することを目的とする。

#### 埼玉県告示第千八十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人加治丘陵山林管理グループ

三 代表者の氏名

清水 徳三

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間市大字仏子千三百九十七番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、入間市の森林を主な対象とし、人と自然とのふれあいの場として共有するため、山林活用を進めながら環境整備に寄与することを目的とする。

#### 埼玉県告示第千八十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人暮らしネット・えん

三 代表者の氏名

小島 美里

四 主たる事務所の所在地

埼玉県新座市石神二丁目一番四号

五 定款に記載された目的

この会は、高齢者・障がい者の支援事業、調査活動、学習会、文化活動等の活動を通じて、高齢になっても、障がいがあっても、おとなも、子どもも共に生きる地域社会をつくることを目的とします。

#### 埼玉県告示第千八十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年六月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あい・あーる  
代表者の氏名  
内田 薫
- 三 主たる事務所の所在地  
埼玉県春日部市栄町一丁目八十番地
- 四 定款に記載された目的  
(変更前) この法人は、広く一般市民、障害者・高齢者及びその家族に対して、障害児(者)生活サポート事業、障害者自立支援法に基づく障害福祉サ

ービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業等を行い地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、広く一般市民、障害者及びその家族に対して、障害児(者)生活サポート事業、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービ事業、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター事業等を行い地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千八十七号

埼玉県公債の平成十九年九月の定時償還について、次のとおり抽せんする。  
平成十九年七月六日

一 銘柄、償還期日及び償還額

銘柄	償還期日 (年・月・日)	償還額 (万円)
9/ハ	19.9.24	112,500
9/ニ	19.9.24	14,877
10/ホ	19.9.23	96,000
10/ヘ	19.9.23	13,806

埼玉県知事 上田清司

二 抽せん日時

平成十九年七月十二日

三 抽せん場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

- 一 ビス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業等を行い地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。
- 二 (変更後) この法人は、広く一般市民、障害者及びその家族に対して、障害児(者)生活サポート事業、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービ事業、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター事業等を行い地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。
- 三 抽せん方法  
せん札抽せん

埼玉県告示第千八十八号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により、管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。  
平成十九年七月六日

- 一 講習会の主催者  
埼玉県知事 上田清司

東京都港区虎ノ門一丁目二十六番五号

財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

平成十九年十一月十二日～十一月二十六日までの間のうち三日間

さいたま市浦和区仲町三丁目五番地一号

- 三 受講料  
埼玉県民健康センター  
一万四千元

埼玉県告示第千八十九号

美容師法(昭和三十三年法律第百六十三号)第十二条の三第二項の規定により、管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田清司

- 一 講習会の主催者  
東京都港区虎ノ門一丁目二十六番五号

財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

平成十九年十月二十三日～十一月六日までの間のうち三日間

さいたま市浦和区仲町三丁目五番地一号

三 受講料

埼玉県民健康センター  
一万四千元

埼玉県告示第千九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田清司

平成19年5月8日

- |   |  |
|---|--|
| 1 購入等件名及び数量<br>映像情報発信システムのスイッチ・<br>サーバー機器等の賃貸借 一式                                 | 4 落札者の氏名及び住所<br>NTTフアイナンス株式会社 東京<br>都港区芝浦1丁目2番1号 |
| 2 契約に関する事務を担当する部局の<br>名称及び所在地<br>埼玉県彩の国ビジュアルプラザ総務<br>・運営担当 埼玉県川口市上青木3丁<br>目12番63号 | 5 落札金額<br>120,991,500円                           |
| 3 落札者を決定した日   | 6 契約の相手方を決定した手続<br>一般競争入札                        |
|   | 7 入札の公告を行った日<br>平成19年3月23日                       |

## 埼玉県告示第九十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー熊谷箱田店

熊谷市箱田一丁目六百九十六外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

## (変更前)

株式会社日本アポック 代表取締役 犬竹一浩

川越市脇田本町一番地五

## (変更後)

株式会社スギ薬局 代表取締役 杉浦広一

愛知県安城市三河安城町一丁目八番地四

## ハ 変更年月日

平成十八年九月一日外

## 二 届出年月日

平成十九年六月二十二日

## 二 縦覧期間

平成十九年七月六日から平成十九年十一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

## イ 意見書提出期間

平成十九年七月六日から平成十九年十一月六日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

## 埼玉県告示第九十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー熊谷箱田店

熊谷市箱田一丁目六百九十六外

## ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

## (変更前)

A、B、C、D駐車場 位置 図面省略 収容台数 一八三台

(変更後)

A、B、D 駐車場 位置 図面省略 収容台数 一三二台  
 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 出入口の数 五箇所  
 (変更後) 位置 図面省略 出入口の数 三箇所

ハ 変更年月日

平成十九年五月一日

ニ 届出年月日

平成十九年六月二十二日

二 縦覧期間

平成十九年七月六日から平成十九年十一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年七月六日から平成十九年十一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

## 埼玉県告示第九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月六日

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

埼玉県知事 上田清司

ヤオコー川越山田ショッピングプラザ

川越市大字山田字東町二千四十三の一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社日本アポック 代表取締役 犬竹一浩 外二社

川越市脇田本町一番地五

(変更後)

株式会社スギ薬局 代表取締役 杉浦広一 外二社

愛知県安城市三河安城町一丁目八番地四

ハ 変更年月日

平成十八年八月二十日外

ニ 届出年月日

平成十九年六月二十二日

二 縦覧期間

平成十九年七月六日から平成十九年十一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年七月六日から平成十九年十一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

## 埼玉県告示第九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により  
 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー狭山北入曾ショッピングプラザ

狭山市北入曾七百二十の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人  
 にあつては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社日本アポック 代表取締役 犬竹一浩 外一社

川越市脇田本町一番地五

(変更後)

株式会社スギ薬局 代表取締役 杉浦広一 外一社

愛知県安城市三河安城町一丁目八番地四

ハ 変更年月日

平成十八年九月一日外

二 届出年月日

平成十九年六月二十二日

二 縦覧期間

平成十九年七月六日から平成十九年十一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺  
 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
 対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年七月六日から平成十九年十一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届  
 出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により  
 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

トコスショッピングセンター

狭山市上広瀬十二番二外

ロ 変更の概要

設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社トコス 代表取締役 前田圭一

東京都千代田区富士見一丁目十一番地二

(変更後)

株式会社トコス 代表取締役 岡本雅司

東京都千代田区富士見一丁目十一番地二

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人  
 にあつては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社日本アポック 代表取締役 犬竹一浩 外一社

川越市脇田本町一番地五

(変更後)

株式会社スギ薬局 代表取締役 杉浦広一 外一社

愛知県安城市三河安城町一丁目八番地四

ハ 変更年月日

平成十八年五月二十九日(設置者代表者)

平成十八年九月一日外(小売業者)

二 届出年月日

平成十九年六月二十二日

二 縦覧期間

平成十九年七月六日から平成十九年十一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年七月六日から平成十九年十一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、平成十九年五月十五日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 六六五号	肥料の種類 化成肥料	肥料の名称 くみあい有機入り化成肥料 784号	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量 七・〇 く溶性りん酸 八・五 く溶性加里 四・八 内水溶性加里 一・八 く溶性苦土 二・〇 含有を許される有害成分の最大 量及びその他の制限事項は公定 規格のとおり	生産業者の氏名又は名称及び住所 朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋二丁目一番一号
----------------------	---------------	-------------------------------	--	---

埼玉県告示第九十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成十九年四月十八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一

項の規定により公告する。

平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県第 六五七号	登録番号	混合有機質肥料	肥料の種類	マリン有機281	肥料の名称	窒素全量 りん酸全量 加里全量	保証成分量(%) その他の規格	二・五 八・五 一・〇	平成二十二年五月十日	登録の有効期限	兼松アグリテック株式会社 茨城県神栖市東深芝4番地7	生産業者の氏名 又は名称及び住所
--------------	------	---------	-------	----------	-------	-----------------------	--------------------	-------------------	------------	---------	-------------------------------	---------------------

埼玉県告示第九十八号  
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成十九年五月九日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。  
平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県第 六一六号	登録番号	乾燥菌体肥料	肥料の種類	乾燥菌体肥料87号	肥料の名称	窒素全量 りん酸全量	保証成分量(%) その他の規格	八・〇 七・〇	平成二十二年五月十四日	登録の有効期限	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目一番一号	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六一五号	登録番号	乾燥菌体肥料	肥料の種類	乾燥菌体肥料73号	肥料の名称	窒素全量 りん酸全量	保証成分量(%) その他の規格	七・〇 三・〇	平成二十二年五月十四日	登録の有効期限	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目一番一号	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 五九九号	登録番号	混合有機質肥料	肥料の種類	混合有機質肥料62号	肥料の名称	窒素全量 りん酸全量	保証成分量(%) その他の規格	六・〇 二・〇	平成二十二年五月三十日	登録の有効期限	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目一番一号	生産業者の氏名 又は名称及び住所

埼玉県告示第千九十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第十二条第二項の規定により、平成十九年五月二十九日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第

一項の規定により公告する。

平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田清司

			含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	
--	--	--	--------------------------	--

登録番号 埼玉県第 六四六号	肥料の種類 魚節煮かす	肥料の名称 9・0魚節煮かす	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量 九・〇 その他の規格 該当なし	登録の有効期限 平成二十五年五月二十九日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 日本バイオ肥料株式会社 静岡県磐田市前野2226番地
----------------------	----------------	-------------------	---	-------------------------	--

埼玉県告示第千百号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第十二条第二項の規定により、平成十九年六月十二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一

項の規定により公告する。

平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 六一八号	肥料の種類 乾燥菌体肥料	肥料の名称 7・2千成乾燥菌体肥料	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量 七・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	登録の有効期限 平成二十二年六月二十五日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿753番地の1
----------------------	-----------------	----------------------	---	-------------------------	--

埼玉県告示第千一百一十号  
肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に変更があつた旨の届出があつたので、同条第二項

の規定により次のとおり公告する。  
平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	変更事項	変更内容	
埼玉県第六〇六号	消石灰	生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所	変更前	変更後
			岩水石灰工業株式会社 静岡県浜松市根堅2345番地	岩水石灰工業株式会社 静岡県浜松市浜北区根堅2345番地

埼玉県告示第千一百一十号  
肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年七月六日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
埼玉県第五八七号	副産石灰肥料	63カーボン入り副産石灰	アルカリ分 六十三・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	秩父石灰工業株式会社 東京都中央区新川一丁目8番6号

埼玉県告示第千一百一十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成十九年七月六日

二 事業施行期間

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

平成 五年十二月二十八日から  
平成二十三年三月三十一日まで

上尾市大谷北部第二土地区画整理組

三 施行地区

上尾市大字今泉字本村、字西、字稲

荷前、字西浦、字大西、字四反田、字台、字飛地(元柏座)の各一部、字松原、字前、字前原の各全部、大字川字本村、字台辻の各一部、大字壺丁目字愛宕前、字上原、字宮前、字台下の

各一部、大字小敷谷字原通の一部、柏座四丁目の一部

四 事務所の所在地  
上尾市大字今泉一九番一号

五 設立認可の年月日  
平成五年十二月二十八日

六 変更認可の年月日  
平成十九年七月六日

埼玉県告示第千百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月六日  
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号  
平成十九年六月十三日  
指令東整第一八〇一一六一号

二 検査済証番号  
平成十九年六月二十八日第三十号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
比企郡鳩山町大字竹本字上宮ノ入一三一九一外九筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都豊島区上池袋二一四一一マテックス株式会社  
取締役社長 松本 巖

埼玉県告示第千百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月六日  
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号  
平成十九年四月二十七日  
指令杉整第一九〇〇一一〇号

埼玉県告示第千百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月六日  
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号  
平成十九年六月二十五日  
指令杉整第一八〇一九八一号

埼玉県告示第千百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月六日  
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号  
平成十九年六月二日第三十三号

埼玉県告示第千百八号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
南埼玉郡菖蒲町大字三箇字沼新田二八四八一一外八筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府吹田市豊津町九番一号  
株式会社 ローソン  
代表取締役 新浪 剛

平成十九年七月六日  
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号  
平成十九年三月十四日  
指令杉整第一八〇二二五〇号

埼玉県告示第千百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月六日  
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号  
平成十九年七月六日  
指令東整第一八〇二〇二二一号

埼玉県告示第千百十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四十九条第一項及び第二項の規定に基づき埼玉県公安委員会が設置しているパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備によるパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を平成十九年四月一日から平成二十年六月三十日まで、次に掲げる者に委託した。

平成十九年七月六日

埼玉県告示第千百十号

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月六日  
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号  
平成十九年六月二十二日  
指令東整第一八〇二〇二二一号

二 検査済証番号  
平成十九年七月二日第三十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
比企郡滑川町大字都五五、五一六、五一七、一七六一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
日高市大字原宿七七三番地一  
有限会社 齋賀設計工務  
代表取締役 齋賀 國夫

埼玉県告示第千百十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第四十九条第一項及び第二項の規定に基づき埼玉県公安委員会が設置しているパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備によるパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を平成十九年四月一日から平成二十年六月三十日まで、次に掲げる者に委託した。

平成十九年七月六日

埼玉県告示第千百十号

一 住所 埼玉県知事 上田清司

二 名称及び代表者の氏名 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番十五号埼玉県交通会館内

三 財団法人埼玉県交通安全協会

会長 新井賢二

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年七月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	入間郡越生町大字上野字登戸一〇五二番二地先から同郡同町大字上野字北ヶ谷戸一〇一二番三地先まで		七・六〇	七二・八三	自歩道整備事業による。
旧			九・六二		

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月六日  
埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

一 許可番号  
平成十八年十一月二十一日  
指令飯整第一八〇〇四六〇号  
二 検査済証番号  
平成十九年七月三日

飯整第一九〇〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
入間郡毛呂山町大字大谷木字又田二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
毛呂山町大字岩井一四五四番地二  
アーバンハイツ二〇一号  
高橋 英樹

一 許可番号  
平成十九年六月二十二日  
第一八〇二七一七号  
二 検査済証番号  
平成十九年六月二十七日  
第一九〇〇五五号

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の

一 許可番号  
平成十九年七月六日  
埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
平成十九年七月六日  
埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

二 許可番号  
平成十九年六月二十二日  
第一八〇二七一七号  
三 開発区域に含まれる地域の名称  
比企郡嵐山町大字越畑字幡後谷一

一 許可番号  
平成十九年七月六日  
第一九〇〇五五号  
二 検査済証番号  
平成十九年七月六日  
比企郡嵐山町大字越畑字幡後谷一

三 開発区域に含まれる地域の名称  
比企郡嵐山町大字越畑字幡後谷一

一 許可番号  
平成十九年七月六日  
埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月六日  
埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

一 許可番号  
平成十九年七月六日  
埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

二 検査済証番号  
平成十九年七月六日  
埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

三 開発区域に含まれる地域の名称  
比企郡嵐山町大字越畑字幡後谷一

一 許可番号  
平成十九年七月六日  
埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

一 許可番号

平成十九年六月二十六日

第一九〇〇三五〇号

二 検査済証番号

平成十九年六月二十九日

第一九〇〇五六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字鳥羽井字石橋三五

〇―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市松葉町二―一七―一六

倉浪 満

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年七月六日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年六月二十二日

第一八〇一三一一号

二 検査済証番号

平成十九年六月二十九日

第一九〇〇五四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字都五一―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市松山二六一七―一

岩花団地一―二〇三

小久保 智彰

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年七月六日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十八年十月二十日

第一八〇〇九七〇号

二 検査済証番号

平成十九年六月二十九日

第一九〇〇三三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字築地前一五

二―一五九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市美土里町五―二八

谷口 健雄

埼玉県教委告示第二十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成十九年七月六日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正夫

一 日時

平成十九年七月十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県社会教育委員の委嘱及び任命について

ロ その他

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
発行所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六―二二九(代表)